

# 被災者支援カード

災害の規模や被害の程度、お住まいの自治体、時期などによって使える支援制度は異なります。



DLページ

矢印の順番に  
検討してみてね



## ①被災ローン減免制度

(自然災害債務整理ガイドライン)



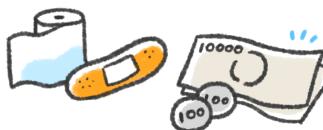
一定の預貯金、家財保険金  
義援金、支援金などを手元に  
残したままローンを減額・免除。  
信用情報にも掲載されません。

お問い合わせ先  
お住まいの弁護士会  
対象の人

災害救助法が適用され  
た災害の影響で、**住宅**  
**ローン**など個人の債務の  
支払が難しくなった人。  
自己破産の前に相談を

## ②災害援護資金貸付

(災害弔慰金法)



**借入最大350万円**  
(全壊250万/半壊170万/  
家財3分の1の損害150万など)

お問い合わせ先  
自治体  
対象の人

借入を検討している人  
(**所得制限**があります)

返済期間10年/当初  
3年間(例外で5年間)  
は返済据置きで利子も  
かかりません

## ③応急修理制度

(災害救助法)



(2025年基準)  
半壊以上の世帯 →**73.9万円**  
準半壊の世帯 →**35.8万円**

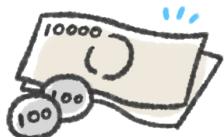
お問い合わせ先  
自治体  
対象の人

準半壊以上で、自宅の  
修理を考えている人

修理完了後、④の仮設  
**住宅**や⑤の公費解体の利  
用ができない運用に注意。  
事前に自治体に相談を

## ⑥基礎支援金

(被災者生活再建支援法)



下の各世帯にあたる人  
解体世帯とは、**半壊以上**  
**や敷地被害で建物を解**  
**体**した世帯のことです  
(単身は4分の3の金額)

全壊世帯/解体世帯/長期避難世帯 →**100万円**  
大規模半壊世帯 →**50万円**

お問い合わせ先  
自治体  
対象の人

## ⑤公費解体

(環境省の補助制度)



**建物を無償で解体・撤去**  
(自費解体後の償還制度も)

お問い合わせ先  
自治体  
対象の人

建物が全壊になって  
解体を考えている人  
特定非常災害などでは  
**半壊以上**の建物に対象  
が拡大されることも

## ④応急仮設住宅

(災害救助法)



**原則最長2年** (特定非常  
災害では延長可能性あり)  
**家賃無料** (光熱費負担あり)

お問い合わせ先  
自治体  
対象の人

居住できる家がなく、  
自分の資力では住宅  
を確保できない人  
**半壊、二次災害の危  
険、ライフライン途絶**  
の人が入居できることも

## ⑦加算支援金

(被災者生活再建支援法)



建設・購入 →**200万円**  
修理 →**100万円**  
民間賃借 →**50万円**

お問い合わせ先  
自治体  
対象の人

## ⑧災害復興住宅融資

(高齢者返済特例もあります)



基礎支援金をもらった  
世帯、中規模半壊世帯  
で住宅再建をする人  
(単身は4分の3の金額)  
**中規模半壊世帯**は、左  
の金額のそれぞれ半額  
がもらえます

**建設・購入の融資**  
→ **半壊以上の世帯**  
修理(補修)の融資  
→ **一部損壊以上の世帯**

お問い合わせ先  
住宅金融支援機構  
対象の人

住宅の修理費用や  
再建費用を借りたい人  
**借入時60歳以上**なら  
不動産評価の6割まで  
借りられ、利息のみを返  
済するリバースモーゲー<sup>ジ</sup>型融資もあります

## ⑨雑損控除

(所得税・住民税減免)



その年の**所得の10%**を超える  
**部分の損害額**が**所得から控除**  
される医療費控除に似た制度

お問い合わせ先  
税務署に確定申告  
対象の人

住宅・家財・車両・お墓  
などの損害や災害関連  
費の支出があり、税金を  
減らしたい人。  
家財の損害は金額不明  
でも国税庁HPで金額の  
推定がされています